

「きたがわ荘指定短期入所生活介護事業」

(事業所番号 4572100404)

運 営 規 程

社会福祉法人 豊 寿 会

きたがわ荘指定短期入所生活介護事業運営規程

第1章 総 則

（目 的）

第1条 この規程は、社会福祉法人豊寿会が設置経営するきたがわ荘指定短期入所生活介護の運営及び利用について必要な事項を定め事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

（基本方針）

第2条 指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護（以下「指定短期入所生活介護」という。）の事業は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

- 2 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- 3 事業を運営するに当たって、地域との結び付きを重視し、市町村等保険者（以下「保険者」という。）、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。

第2章 職員及び職務分掌

（職員の区分）

第3条 指定短期入所生活介護事業の遂行のために次の職員を置く。

〈指定基準数〉

一. 施設長	1名
二. 介護職員	23名
三. 生活相談員	1名
四. 看護職員	3名（機能訓練指導員と兼務）
五. 機能訓練指導員	1名（看護職員と兼務）
六. 介護支援専門員	1名
七. 医師（嘱託医）	2名
八. 栄養士	1名

（職員の事務分掌）

第4条 職員の職務分掌は次のとおりとする。

- 一. 管理者 管理業務に従事する。
- 二. 生活相談員 入所者の入退所生活指導及び処遇の企画、立案、実施に関すること。

- 三. 介護職員又は看護職員 入所者日常生活の介護、指導及び援助、入所者の看護、保健衛生業務に従事する。
- 四. 栄養士 給食管理、入所者の栄養指導に従事する。
- 五. 機能訓練指導員 入所者の機能回復に必要な訓練及び指導
- 六. 医師(嘱託) 入所者の診療及び施設の保健衛生の管理指導に従事
- 七. 調理員 栄養士の指示を受けて給食業務に従事する。

第 3 章 定 員

(利用定員)

第 5 条 指定短期入所生活介護の定員は5名とする。

第 4 章 指定短期入所生活介護の内容及び利用料

(指定短期入所生活介護の内容)

第 6 条 指定短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- 一 入浴、給食、排泄、介護サービス
- 二 相談、援助等の生活指導及びレクリエーション
- 三 健康チェック及び日常動作訓練
- 四 利用者や家庭の事情によって送迎もする

(指定短期入所生活介護の利用料)

第 7 条 指定短期入所生活介護の利用料は介護報酬の告示上の額と同額の利用料とする。

- 一 法定代理受領サービスである指定短期入所生活介護に係る利用料(1割・2割負担)と居住費と食費の合計金額とする。

利用料は、要介護認定に基づいて要介護1から5までの範囲内で認定を受けた要介護度によって居宅サービス提供の上限を次のとおり定める。

① 基本料金

区分・要介護度	利用料	利用者負担額		
		1 割負担	2 割負担	3 割負担
要介護 1	6,030	603	1,206	1,809
要介護 2	6,720	672	1,344	2,016
要介護 3	7,450	745	1,490	2,235
要介護 4	8,150	815	1,630	2,445
要介護 5	8,840	884	1,768	2,652

② 加算料金とその要件

サービス利用料金に加え、次に示す要件に基づき加算をする。

- ・施設の体制及び利用者の状態により、算定される加算分を請求する。
- ・処遇改善加算のみ、1ヶ月の所定単位数に対しての加算単位となる。

加算名	単位数	加算要件
サービス提供体制強化加算Ⅱ	18単位／日	・介護福祉士の割合が常勤換算方法で60以上であること。
看護体制加算Ⅰ	4単位／日	常勤の看護師を1名以上配置していること。
看護体制加算Ⅱ	8単位／日	看護職員の数が常勤換算方法で規定数より1以上であること。 24時間連絡できる体制を確保していること。
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数× 14/1000	介護職員の更なる資質向上の取組、雇用管理の改善、労働環境改善の取組をし、介護職員の処遇改善を進める。

③ 食費・居住費の負担額

対 象 者	利用者 負担段階	居 住 費		食 費
		多床室	従来型個室	
本人及び世帯全員（別世帯の配偶者も含む）が市町村民税 <u>非課税</u> の老齢福祉年金受給者・生活保護受給者	第1段階	0円	380円	300円
本人及び世帯全員（別世帯の配偶者も含む）が市町村民税 <u>非課税</u> であるとともに本人の預貯金等の額が650万円（配偶者がいる場合は夫婦で1650万円）以下であり、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	第2段階	430円	480円	390円
本人及び世帯全員（別世帯の配偶者も含む）が市町村民税 <u>課税</u> であるとともに本人の預貯金等の額が550万円（配偶者がいる場合は夫婦で1550万円）以下であり、利用者負担第2段階以外の方	第3段階①	430円	880円	650円
本人及び世帯全員（別世帯の配偶者も含む）が市町村民税 <u>課税</u> であるとともに本人の預貯金等の額が500万円（配偶者がいる場合は夫婦で1500万円）以下であり、利用者負担第2段階以外の方	第3段階②	430円	880円	1,360円
上記以外の方（市町村民税世帯課税である・別世帯の配偶者が市町村民税課税である・条件以上の預貯金等を保有している）	第4段階	915円 全額負担	1231円 全額負担	1,445円 全額負担

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて入所者の負担額を変更する。

☆居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とする。

二 法定代理受領サービスでない指定短期入所生活介護の利用料

前項の居宅サービス提供の上限を超えるサービスの提供をした場合、その上限を超えるサービスは利用者の全額自己負担とする。

（利用料の受領）

第8条 法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額から当該指定短期入所生活介護事業者を支払われる居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じないようにする。

3 前二項の支払を受けるほか、次の各号に掲げる費用の額を利用者から受けることができる。

一. 送迎に要する費用 184円(1回)

二. 食費 朝食 445 円、昼食 500 円、夕食 500 円

三. 居住費 多床室 915 円 従来型個室 1,231 円

四. 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの。

4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

第5章 通常の送迎の実施地域

（送迎の実施地域）

第9条 通常送迎を実施する地域は延岡市内とする。

第6章 サービス利用に当たっての留意事項

（健康保持）

第10条 利用者は努めて健康に留意すること。

（入所生活上のルール）

第11条 利用者は指定短期入所生活介護の提供を受ける際に次の事項に留意すること。

一. 管理者が定めた場所と時間以外で喫煙又は飲酒してはならない。

- 二. 指定された場所以外で火気を用いてはならない。
- 三. けんか、口論、泥酔等で他人に迷惑をかけてはならない。
- 四. その他管理者が定めたこと。

第 7 章 運営に関する事項

(内容及び手続きの説明及び同意)

第 12 条 指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、短期入所生活介護職員の勤務の体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得るものとする。

(指定短期入所生活介護の開始及び終了)

- 第 13 条 利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的な居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定短期入所生活介護を提供する。
- 2 居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助を行う。

(提供拒否の禁止)

第 14 条 指定短期入所生活介護の利用申込みがされた場合は、正当な理由なく指定短期入所生活介護の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第 15 条 通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定短期入所生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定短期入所生活介護事業者等を紹介その他の必要な措置を行う。

(受給資格等の確認)

- 第 16 条 指定短期入所生活介護の提供を求められた場合はその者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめるものとする。
- 2 前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定短期入所生活介護の提供を行う。

(要介護認定等の申請等に係る援助)

第 17 条 指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

- 2 居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行う。

（心身の状況の把握）

第 18 条 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

（法定代理受領サービスの提供を受けるための援助）

第 19 条 指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第 64 条の各号に該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を保険者に対して届け出ること等により、指定短期入所生活介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨の説明及び、居宅介護支援事業者に関する情報の提供、その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行う。

（居宅サービス計画等に沿ったサービスの提供）

第 20 条 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定短期入所生活介護を提供する。

（サービス提供の記録）

第 21 条 指定短期入所生活介護を提供した際には、当該指定短期入所生活介護の提供日及び内容、当該指定短期入所生活介護について利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面等に記載する。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第 22 条 法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護に係る利用料の支払いを受けた場合には、提供した指定短期入所生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付する。

（指定短期入所生活介護の取扱方針）

- 第 23 条 指定短期入所生活介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、痴呆の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行う。
- 2 指定短期入所生活介護を行うに当たっては、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、短期入所生活介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行う。
- 3 指定短期入所生活介護の提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族にたいし、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

- 4 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限しない。
- 5 自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図る。

（短期入所生活介護計画の作成）

- 第 24 条 相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所生活介護職員と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成する。
- 2 管理者は、短期入所生活介護計画を作成する場合は、それぞれの利用者に応じた短期入所生活介護計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明を行う。
 - 3 短期入所生活介護計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成する。

（介 護）

- 第 25 条 介護に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。
- 2 一週間に三回以上、適切な方法により利用者を入浴させ、又は清拭を行う。
 - 3 利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
 - 4 おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつは、随時取り替える。
 - 5 残各項に定める他、利用者に対し離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行う。
 - 6 常時一人以上の介護職員を介護に従事させる。
 - 7 利用者の負担により、当該指定短期入所生活介護の事業所の職員以外の者による介護を受けさせることはできない。

（食事の提供）

- 第 26 条 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮して提供する。
- 2 利用者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂でするものとする。

（機能訓練）

- 第 27 条 利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

（健康管理）

- 第 28 条 医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持に努める。
- 2 医師は、利用者に対して行った健康管理に関し、その者の健康手帳の所要のページに必要な事項を記載するものとする。また、健康手帳を有しない者については、この限りでない。

（相談及び援助）

第 29 条 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

（レクリエーション等）

第 30 条 楽しい日常生活を送る上で必要な教養娯楽設備等を備え、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行う。

2 常に利用者の家族との連携を図るように努める。

（利用者に関する保険者への通知）

第 31 条 指定短期入所生活介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を保険者に通知するものとする。

一 正当な理由なしに指定短期入所生活介護の利用に関する指示に従わないことにより要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。

二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

第 8 章 緊急時における対応方法

（緊急時等の対応）

第 32 条 現指定短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定める協力医療機関 延岡市医師会病院への連絡を行う等の必要な措置をおこなう。

（事故発生時の対応）

第 33 条 利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、保険者、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

第 9 章 非常災害対策

（非常災害対策）

第 34 条 非常災害に備えて避難、救出その他必要な訓練を年 1 回実施する。

防災計画を定めておくこと。

火気、消防については防火管理者を定める。

第 10 章 虐待防止に関する事項

（虐待防止に関する事項）

第 35 条 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- （1）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- （2）虐待防止のための指針の整備
- （3）逆値を防止するための定期的な研修の実施
- （4）前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 施設は、サービス提供中に、当該施設職員又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する者とする。

第 11 章 その他の運営に関する事項

（掲 示）

第 36 条 指定短期入所生活介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員等の勤務体制その他の利用申込者サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

（秘密保持等）

第 37 条 指定短期入所生活介護事業に従事する職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 指定短期入所生活介護事業に従事した職員であった者が正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。

（居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止）

第 38 条 居宅介護支援事業者又はその従業員は、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

（苦情処理）

第 39 条 提供した指定短期入所生活介護に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口を設置し苦情の内容を配慮して必要な措置を講じるものとする。

苦情受付窓口及び担当者 きたがわ荘介護主任

苦情受付時間 午前 9 時 ～ 午後 5 時

- 2 提供した指定短期入所生活介護に関し、保険者が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該保険者の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又

は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 提供した指定短期入所生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（衛生管理等）

第 40 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 指定短期入所生活介護事業者において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるものとする。

第 12 章 会計の区分及び記録の整備

（会計の区分）

第 41 条 指定短期入所生活介護の事業所ごとに経理を区分するとともに、指定短期入所生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分する。

（記録の整備）

第 42 条 設備、備品、職員及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存するものとする。

附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日より施行する。

この規程を一部改定し、平成 15 年 1 月 1 日より施行する。

この規程を一部改定し、平成 17 年 10 月 1 日より施行する。

この規程を一部改定し、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。

この規程を一部改定し、平成 19 年 3 月 31 日より施行する。

この規程を一部改定し、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。

この規程を一部改定し、平成 23 年 12 月 13 日より施行する。

この規程を一部改定し、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

この規程を一部改定し、平成 25 年 12 月 13 日より施行する。

この規程を一部改定し、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

この規程を一部改定し、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

この規程を一部改定し、平成 27 年 8 月 1 日より施行する。

この規程を一部改定し、平成 27 年 9 月 1 日より施行する。

この規程を一部改定し、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

この規程を一部改定し、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。
この規程を一部改定し、令和元年 5 月 1 日より施行する。
この規程を一部改定し、令和元年 10 月 1 日より施行する。
この規程を一部改定し、令和 2 年 6 月 1 日より施行する。
この規程を一部改定し、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。
この規程を一部改定し、令和 3 年 8 月 1 日より施行する。
この規程を一部改定し、令和 3 年 12 月 16 日より施行する。
この規程を一部改定し、令和 4 年 10 月 1 日より施行する。
この規程を一部改定し、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。
この規程を一部改定し、令和 6 年 8 月 1 日より施行する。
この規程を一部改定し、令和 7 年 5 月 1 日より施行する。

別表

(ショート利用) サービス利用料金表

令和7年5月1日現在

〈多床室の1割負担者〉

単位：円

1.ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護度1		要介護度 2		要介護度 3		要介護度4		要介護度5		
	6,030		6,720		7,450		8,150		8,840		
2.介護サービス費負担額	603		672		745		815		887		
3.サービス提供体制加算Ⅱ	18										
4.看護体制加算（Ⅰ）口	4										
5.看護体制加算（Ⅱ）口	8										
6.介護職員等処遇改善加算	89		98		109		118		128		
7.居室に係る自己負担額	第1段階	0	第2段階	430	第3段階①	430	第3段階②	430	第4段階	915	
8.食費に係る自己負担額	第1段階	300	第2段階	600	第3段階①	1000	第3段階②	1,300	第4段階	1,445	
自己負担合計		(2 +3+ 4 + 5 + 6 + 7 + 8)									
所得段階別 自己負担額	第1段階	1,022		1,100		1,176		1,263		1,345	
	第2段階	1,752		1,830		1,914		1,993		2,075	
	第3段階①	2,152		2230		2,314		2,393		2,475	
	第3段階②	2,452		2,432		2,614		2,693		2,775	
	第4段階	3,082		3160		3,244		3,323		3,405	

〈従来型個室の1割負担者〉

単位：円

1.ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護度1		要介護度 2		要介護度 3		要介護度4		要介護度5		
	6,030		6,720		7,450		8,150		8,840		
2.介護サービス費負担額	603		672		745		815		887		
3.サービス提供体制加算Ⅱ	18										
4.看護体制加算（Ⅰ）口	4										
5.看護体制加算（Ⅱ）口	8										
6.介護職員等処遇改善加算	89		98		109		118		128		
7.居室に係る自己負担額	第1段階	380	第2段階	480	第3段階①	880	第3段階②	880	第4段階	1231	
8.食費に係る自己負担額	第1段階	300	第2段階	600	第3段階①	1,000	第3段階②	1,300	第4段階	1,445	
自己負担合計		(2 +3+ 4 + 5 + 6 + 7 + 8)									
所得段階別 自己負担額	第1段階	1,402		1,480		1,556		1,643		1,725	
	第2段階	1,802		1,880		1,964		2,043		2,125	
	第3段階①	2,602		2680		2,764		2,843		2,925	
	第3段階②	2,902		2,882		3,064		3,143		3,225	
	第4段階	3,398		3476		3,560		3,639		3,721	

別表

(ショート利用) サービス利用料金表

令和7年5月1日現在

〈多床室の2割負担者〉

単位：円

1.ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護度1		要介護度 2		要介護度 3		要介護度4		要介護度5	
	6,030		6,720		7,450		8,150		8,840	
2.介護サービス費負担額	1,206		1,344		1,490		1,630		1,768	
3.サービス提供体制加算Ⅱ	36									
4.看護体制加算（Ⅰ）口	8									
5.看護体制加算（Ⅱ）口	16									
6.介護職員等処遇改善加算	177		197		217		237		256	
7.居室に係る自己負担額	第1段階	0	第2段階	430	第3段階①	430	第3段階②	430	第4段階	915
8.食費に係る自己負担額	第1段階	300	第2段階	600	第3段階①	1000	第3段階②	1,300	第4段階	1,445
自己負担合計		(2 + 3 + 4 + 5 + 6 + 7 + 8)								
所得段階別 自己負担額	第1段階	1,743		1,901		2,051		2,227		2,384
	第2段階	2,473		2,631		2,797		2,957		3,114
	第3段階①	2,873		3031		3,197		3,357		3,514
	第3段階②	3,173		3,134		3,497		3,657		3,814
	第4段階	3,803		3961		4,127		4,287		4,444

〈従来型個室の2割負担者〉

単位：円

1.ご契約者の要介護度とサービス利用料金		要介護度1		要介護度2		要介護度3		要介護度4		要介護度5	
		6,030		6,720		7,450		8,150		8,840	
2.介護サービス費負担額		1,206		1,344		1,490		1,630		1,768	
3.サービス提供体制加算Ⅱ		36									
4.看護体制加算（Ⅰ）口		8									
5.看護体制加算（Ⅱ）口		16									
6.介護職員等処遇改善加算		177		197		217		237		256	
7.居室に係る自己負担額		第1段階	380	第2段階	480	第3段階①	880	第3段階②	880	第4段階	1231
8.食費に係る自己負担額		第1段階	300	第2段階	600	第3段階①	1,000	第3段階②	1,300	第4段階	1,445
自己負担合計		(2+3+4+5+6+7+8)									
所得段階別 自己負担額	第1段階	2,123		2,281		2,431		2,607		2,764	
	第2段階	2,523		2,681		2,847		3,007		3,164	
	第3段階①	3,323		3481		3,647		3,807		3,964	
	第3段階②	3,623		3,584		3,947		4,107		4,264	
	第4段階	4,119		4277		4,443		4,603		4,760	

別表

(ショート利用) サービス利用料金表

令和7年5月1日現在

〈多床室の3割負担者〉

単位：円

1.ご契約者の要介護度とサービス利用料金		要介護度1		要介護度 2		要介護度 3		要介護度4		要介護度5	
		6,030		6,720		7,450		8,150		8,840	
2.介護サービス費負担額		1,809		2,016		2,235		2,445		2,652	
3.サービス提供体制加算Ⅱ		54									
4.看護体制加算（Ⅰ）口		12									
5.看護体制加算（Ⅱ）口		24									
6.介護職員等処遇改善加算		266		295		326		355		384	
7.居室に係る自己負担額		第1段階	0	第2段階	430	第3段階①	430	第3段階②	430	第4段階	915
8.食費に係る自己負担額		第1段階	300	第2段階	600	第3段階①	1000	第3段階②	1,300	第4段階	1,445
自己負担合計		(2 + 3 + 4 + 5 + 6 + 7 + 8)									
所得段階別 自己負担額	第1段階	2,465		2,701		2,927		3,190		3,426	
	第2段階	3,195		3,431		3,681		3,920		4,156	
	第3段階①	3,595		3831		4,081		4,320		4,556	
	第3段階②	3,895		3,836		4,381		4,620		4,856	
	第4段階	4,525		4761		5,011		5,250		5,486	

〈従来型個室の3割負担者〉

単位：円

1.ご契約者の要介護度とサービス利用料金		要介護度1		要介護度 2		要介護度 3		要介護度4		要介護度5	
		6,030		6,720		7,450		8,150		8,840	
2.介護サービス費負担額		1,809		2,016		2,235		2,445		2,652	
3.サービス提供体制加算Ⅱ		54									
4.看護体制加算（Ⅰ）口		12									
5.看護体制加算（Ⅱ）口		24									
6.介護職員等処遇改善加算		266		295		326		355		384	
7.居室に係る自己負担額		第1段階	380	第2段階	480	第3段階①	880	第3段階②	880	第4段階	1231
8.食費に係る自己負担額		第1段階	300	第2段階	600	第3段階①	1,000	第3段階②	1,300	第4段階	1,445
自己負担合計		(2 + 3 + 4 + 5 + 6 + 7 + 8)									
所得段階別 自己負担額	第1段階	2,845		3,081		3,307		3,570		3,806	
	第2段階	3,245		3,481		3,731		3,970		4,206	
	第3段階①	4,045		4281		4,531		4,770		5,006	
	第3段階②	4,345		4,286		4,831		5,070		5,306	
	第4段階	4,841		5077		5,327		5,566		5,802	

